

リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 9 月 29 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 129 号

リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則

リハビリテーションセンター条例施行規則（平成 5 年岩手県規則第 64 号）の一部を次のように改正する。

| | 改正前 | 改正後 |
|---|---|---|
| 1 | <p>(休診日)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 <u>財団法人いわてリハビリテーションセンター</u>（以下「<u>管理受託者</u>」という。）は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、前項の休診日以外の日において臨時に診療を行わず、又は同項の休診日において臨時に診療を行うことができる。</p> <p>(診療時間等)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 <u>管理受託者</u>は、必要があると認めるときは、前項の診療時間又は受付時間を臨時に変更することができる。</p> <p>(利用の申込み)</p> <p>第 6 条 センターを利用しようとする者は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる申込書をセンターの長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>入院の場合 入院申込書（様式第 1 号）</u></p> <p>(2) <u>診療の場合 診療申込書（様式第 2 号）</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第 7 条 次の各号に掲げる利用料金の額は、<u>健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成 6 年厚生省告示第 54 号。以下「算定方法」という。）</u>に定める 1 点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 条例第 4 条第 1 項第 1 号に規定する消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 2 章第 3 節に規定する地方消費税（以下「消費税等」という。）が課されることとなるものの利用料金</p> <p>算定方法別表第 1 医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成 6 年厚生省告示第 72 号。以下「老人算定基準」という。）別表第 1 老人医科診療報酬点数表（以下「老人医科点数表」という。）により算定した点数に 100 分の 105 を乗じて得た点数とする。ただし、歯科診療にあっては、算定方法別表第 2 歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）又は老人算定基準別表第 2 老人歯科診療報酬点数表により算定した点数に 100 分の 105 を乗</p> | <p>(休診日)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 <u>条例第 2 条に規定する指定管理者</u>（以下「<u>指定管理者</u>」という。）は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、前項の休診日以外の日において臨時に診療を行わず、又は同項の休診日において臨時に診療を行うことができる。</p> <p>(診療時間等)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 <u>指定管理者</u>は、必要があると認めるときは、前項の診療時間又は受付時間を臨時に変更することができる。</p> <p>(利用の申込み)</p> <p>第 6 条 センターを利用しようとする者は、<u>指定管理者が定める申込書を指定管理者に提出しなければならない。</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第 7 条 次の各号に掲げる利用料金の額は、<u>診療報酬の算定方法（平成 18 年厚生労働省告示第 92 号。以下「算定方法」という。）</u>に定める 1 点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 条例第 4 条第 1 項第 1 号に規定する消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 2 章第 3 節に規定する地方消費税（以下「消費税等」という。）が課されることとなるものの利用料金</p> <p>算定方法別表第 1 医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）により算定した点数に 100 分の 105 を乗じて得た点数とする。ただし、歯科診療にあっては、算定方法別表第 2 歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）により算定した点数に 100 分の 105 を乗じて得た点数とする。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>じて得た点数とする。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>長期特定入院料（健康保険法第 63 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養（平成 6 年厚生省告示第 236 号）第 12 号又は老人保健法第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成 6 年厚生省告示第 251 号）第 11 号に該当する者に限る。）</u></p> <p>1 日につき、選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成14年厚生労働省告示第88号）<u>第 5 号</u>に規定する通算対象入院料の基本点数の100分の15に相当する点数に100分の105（消費税等が課されないものにあつては、100分の100）を乗じて得た点数とする</p> <p>(4)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>吸入器料</u></p> <p>ア <u>ぜん息用吸入器 1 個につき 63点</u></p> <p>イ <u>アレルギー性鼻炎吸入器 1 個につき 63点</u></p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>2 <u>消費税等が課されることとなる入院患者及び付添いをする者に係る食事の提供の利用料の額は、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成 6 年厚生省告示第237号）又は老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成 6 年厚生省告示第253号）により算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。</u></p> | <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>長期特定入院料（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第 2 項及び老人保健法（昭和57年法律第80号）第17条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣の定める選定療養（平成18年厚生労働省告示第105号）第12号に該当する者に限る。）</u></p> <p>1 日につき、選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成14年厚生労働省告示第88号）<u>第 8 号</u>に規定する通算対象入院料の基本点数の100分の15に相当する点数に100分の105（消費税等が課されないものにあつては、100分の100）を乗じて得た点数とする。</p> <p>(4)～(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>2 <u>消費税等が課されることとなる入院患者及び付添いをする者に係る食事の提供の利用料の額は、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）により算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。</u></p> |
| <p>2 (利用料金)</p> <p>第 7 条 次の各号に掲げる利用料金の額は、診療報酬の算定方法（平成 18 年厚生労働省告示第 92 号。以下「算定方法」という。）に定める 1 点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 特別室料</p> <p><u>1,680 点の範囲内において、知事が別に定める点数とする。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>健康診断料</u></p> <p>ア <u>個人健康診断料</u></p> <p><u>医科点数表第 1 章基本診療料に定める初診料の点数又</u></p> | <p>(利用料金)</p> <p>第 7 条 次の各号に掲げる利用料金の額は、診療報酬の算定方法（平成 18 年厚生労働省告示第 92 号。以下「算定方法」という。）に定める 1 点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 特別室料</p> <p><u>1,701 点の範囲内において、知事が別に定める点数とする。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>算定方法に規定する回数を超えて受けた診療であつて別に厚生労働大臣が定めるものの利用料</u></p> <p><u>医科点数表等により算定した点数に 100 分の 105 を乗じて得た点数とする。</u></p> <p>(5) <u>健康診断料</u></p> <p>ア <u>個人健康診断料</u></p> <p><u>医科点数表第 1 章基本診療料に定める初診料の点数</u></p> |

は老人医科点数表第1章一般的医療に係る老人基本診療料に定める老人初診料の点数（エックス線診断その他の検査を行った場合は、この点数にそれぞれ医科点数表又は老人医科点数表に定める所定の点数を加えた点数）（以下「初診料等の点数」という。）に100分の105（消費税等が課されないものにあつては、100分の100）を乗じて得た点数とする。ただし、歯科診療にあつては、歯科点数表第1章基本診療科に定める初診料の点数（画像診断その他の検査を行った場合は、この点数に歯科点数表に定める所定の点数を加えた点数）に100分の105（消費税等が課されないものにあつては、100分の100）を乗じて得た点数とする。

イ [略]

(5) 予防接種料

使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に1回につき 288点（3歳未満の乳幼児に予防接種を行った場合にあつては 490点、3歳以上6歳未満の幼児に予防接種を行った場合にあつては 360点）を加えた点数に100分の105を乗じて得た点数とする。

(6) [略]

(7) [略]

(8) 死体処置料 1体につき 315点

(9) [略]

(10) [略]

(11) 文書料

ア 診断書

(ア) 健康診断書

a [略]

b 事業所等健康診断に係るもの

(a) [略]

(b) 連記式のもの 1人につき 74点

(イ)・(ウ) [略]

イ [略]

ウ 証明書

(ア) [略]

(イ) その他の証明書

a [略]

b その他の証明書 1通につき 74点

2 [略]

（エックス線診断その他の検査を行った場合は、この点数に医科点数表に定める所定の点数を加えた点数）（以下「初診料等の点数」という。）に100分の105（消費税等が課されないものにあつては、100分の100）を乗じて得た点数とする。ただし、歯科診療にあつては、歯科点数表第1章基本診療科に定める初診料の点数（画像診断その他の検査を行った場合は、この点数に歯科点数表に定める所定の点数を加えた点数）に100分の105（消費税等が課されないものにあつては、100分の100）を乗じて得た点数とする。

イ [略]

(6) 予防接種料

使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に1回につき 303点（3歳未満の乳幼児に予防接種を行った場合にあつては 505点、3歳以上6歳未満の幼児に予防接種を行った場合にあつては 375点）を加えた点数に100分の105を乗じて得た点数とする。

(7) [略]

(8) [略]

(9) 死体処置料 1体につき 525点

(10) [略]

(11) [略]

(12) 文書料

ア 診断書

(ア) 健康診断書

a [略]

b 事業所等健康診断に係るもの

(a) [略]

(b) 連記式のもの 1人につき 105点

(イ)・(ウ) [略]

イ [略]

ウ 証明書

(ア) [略]

(イ) その他の証明書

a [略]

b その他の証明書 1通につき 105点

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後のリハビリテーションセンター条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第6条の規定は、平成18年4月1日から適用し、同日からこの規則の施行の日の前日までにこの規則による改正前のリハビリテーションセンター条例施行規則の様式により提出された申込書は、改正後の規則第6条の規定による申込書とみなす。